町医者だより

＜発行・お問合せ先＞
おおわだ内科呼吸器内科
院長　大和田　明彦
市川市南八幡４－７－１３
ｼｬﾝﾎﾟｰﾙ本八幡２階
ＪＲ本八幡駅南口(シャポー改札口)
２分ミスタードーナツ並び
ヘアサロンAsh向かいビル2階
電話０４７-３７９-６６６１

おおわだ
内　科
呼吸器内科

令和05年05月号

ミノキシジル内服薬の自費診療

最近、この治療に関係する事案を経験しました。ミノキシジルと言う名前にピンと来なくてもリアップという商品名をご存じの方は多いのではないかと思います。抜け毛、脱毛の治療を目的とした外用薬です。その効果や安全性は認められていて日本ではOTC、一般用医薬品として販売されています。今回は、ミノキシジルの飲み薬の話です。

ミノキシジル内服薬（ミノタブ）

ミノキシジルの飲み薬、ミノタブと言っているようです。この自由診療を行なっているクリニックのホームページを見ると、あたかも厚生労働省が認可しているように書いてありますが、これは嘘です。また安全性に関しても重大な懸念があります。アメリカの医薬品の認可を行なっている米国食品医薬品局ＦＤＡのサイトを見てみると、ミノキシジル内服薬は米国ではLoniten（ロニテン）と言う名前ですが、高血圧のみに適応があります。それも、利尿剤と他に２種類の降圧剤を使用しても血圧をコントロールできない場合のみ使用する、とその使用をかなり制限しています。さらに枠囲み警告（Boxed Warning）、いわゆるブラックボックス警告 とも呼ばれる最大級の安全性に関する警告を掲示しています。そこで強調しているのが、動物モデルでの心臓ダメージです。心筋の壊死、心筋出血、心筋炎、心膜炎などが起こりうると言う事でこの薬を使用するならば、慎重にフォローすべきだと強調しています。

脱毛に対する使用は適用外

脱毛に対する使用は別ページでも述べていますが、適用としていません。
自費診療は、患者さんの同意を得て行う治療です。ミノキシジル内服薬の使用に関する私が遭遇した事案の一つ目は、以前通院していた気管支喘息の患者で昨年暮れ以降吸入薬を当院からは処方していませんでしたがミノキシジル内服薬を投与して良いかとの自費診療クリニックからの問い合わせでした。念の為、関東信越厚生局千葉事務所にも自分の認識が正しい事を確認して、受付さんを通して、「自費診療に関わる安全性や他の薬剤の相互作用など当院が答える義務はない、すべての責任はミノキシジル内服薬を投与する医師にあります」と回答しました。それはそうですよ。保険医療機関である当院は保険で認められた薬剤しか使用した事がありませんので答えられる訳がありません。
第二の事案は、気管支喘息と高血圧で治療されている患者さんです。血圧が下がって来た為降圧剤をやめたのですが、下がり始めた頃からミノキシジル内服薬を飲み始めたと数ヶ月経ってから知らされました。その話を聞いて非常に焦ったのは、吸入薬をやめなくてはならないと言うこと。それは、吸入薬にベータ２と言う気管支拡張剤が入っていて、ミノキシジルとどのような有害な相互作用を起こすか分からなかったからです。幸い、その患者さんは、次の外来に来られた際にミノキシジルの飲み薬をやめた、とおっしゃっておりました。話を聞くと、安全性の話はなく、治療費は前金払いでお金は帰って来ないそうです。これは、患者さん側の問題ではなく自費診療を行なっているクリニック側の問題だと思います。患者さんは、泣き寝入りせずにそのクリニックからの説明文やホームページのコピーを保管して、消費者庁や厚生労働省、例えば関東信越厚生局千葉事務所などに相談すべきだと思います。